

日高山脈博物館紀要「日高山脈研究」著作権規定

(目的)

第1条 本規定は、日高山脈博物館紀要「日高山脈研究」誌（Web版、冊子版を含む。以下、本誌）に掲載される著作物に関する著作権の取り扱いに関する基本事項を定める。

(定義)

第2条 本規定において、次の各号に掲げる用語は、当該各号に定める意義を有する。

- (1) 本著作物 著作権法第2条第1項第1号に規定するものであって、以下のいずれかに該当するものをいう。
 - ① 本誌に掲載される原稿（原稿分類としては、原著論文、総説、報告、資料、その他）等（日高山脈博物館の依頼に基づくものを含む）
 - ② その他前記に類するものであって日高山脈博物館が指定するもの
- (2) 本著作者 著作権法第2条第1項第2号に規定するものをいう。
- (3) 本著作財産権 本著作物の著作財産権をいい、著作権法第21条（複製権）、第22条（上演権及び演奏権）、第22条の2（上映権）、第23条（公衆送信権等）、第24条（口述権）、第25条（展示権）、第26条（頒布権）、第26条の2（譲渡権）、第26条の3（貸与権）、第27条（翻訳権、翻案権等）及び第28条（二次的著作物の利用に関する原著作物の権利）に定めるすべての権利を含む。
- (4) 本著作者人格権 本著作物に関する著作者人格権をいい、著作権法第18条（公表権）、第19条（氏名表示権）及び第20条（同一性保持権）に定めるすべての権利をいう。

(著作権の帰属)

第3条 本著作権は、本著作者に帰属する。

- 2 本著作物に関連して、日高山脈博物館が創作した二次的著作物及び編集著作物の著作権は日高山脈博物館に帰属する。

(著作権の使用許諾)

第4条 本著作者は、日高山脈博物館に対して、本著作財産権について国内外で無償で独占的に利用する（複製、公開、送信、頒布、譲渡、貸与、翻訳、翻案及び二次的著作物の利用を含む。）権利を許諾（有償無償を問わず、日高山脈博物館がサブライセンスを行なう権利を含む。）する。

(著作者人格権の不行使)

第5条 本著作者は、日高山脈博物館及び日高山脈博物館が本著作物の利用を許諾した第三者に対し、本著作者人格権を行使しない。

- 2 前項の規定は、日高山脈博物館及び日高山脈博物館が本著作物の利用を許諾した第三者が、本著作物を原著物として二次的著作物を作成した場合においても適用される。
- 3 日高山脈博物館は、日高山脈博物館が二次的著作物を創作する場合及び第三者に本著作物の利用を許諾する場合には、本著作者にその旨を通知する。

(著作者による著作物の利用)

第6条 本著作者は、当該本著作者が創作した本著作物を利用する場合（第三者に利用を許諾する場合を含む）、その利用目的等を日高山脈博物館が別途定める事項を記載した書面により日高山脈博物館に申請し、その許諾を得るものとする。

- 2 日高山脈博物館は、当該本著作物の利用が、本誌の発行目的又は活動の趣旨に反しない限り、前項に定める本著作者からの申請を許諾する。
- 3 第1項の規定にかかわらず、本著作者は、次の各号に定める場合には、日高山脈博物館の許諾を得ることなく本著作物を利用できるものとする。なお、本著作者が同項に基づき本著作物を利用する際には、出典（本誌誌名、掲載巻号、ページ等）を明記する。
 - (1) 本著作者個人又は本著作者が所属する法人若しくは団体のWebサイトにおいて、当該本著作者が創作した本著作物を掲載する場合（機関リポジトリへの保存及び公開を含む）

- (2) 本著作者自身が自己の業績をまとめる際にその一部分として使用する場合
- (3) 本著作者自身が講演者として行う講義・講演での資料
- (4) 本著作者自身が出席する会議、ミーティングでの資料
- (5) 本著作者自身が自己の学位論文に使用する場合
- (6) 著作権法第30条から第50条（著作権の制限）において許容された利用

（著作者による保証等）

第7条 本著作者は、本著作物が、次の各号に定める事項を保証していることを確約する。

- (1) 本著作物が本著作者自身の著作物であり、既にいずれかで出版公表されているものと同じではないこと。
- (2) 本著作物が既存の出版公表物などに対する知的財産権のいかなる侵害も含まないこと。
- (3) 本著作物中に他から転載されているすべての図表について、転載許可を得ていること。
- (4) 本著作物中、他の論文等の引用がある場合は、当該引用が公正な慣行に合致し、目的上正当な範囲内であること。
- (5) 本著作物には、日高山脈博物館の名誉を傷つけ、本著作物の信用を毀損するにあたる盗用データ、捏造データ、著作物に関する利害を持つ者の合意に背馳するもの、その他研究倫理、学術的倫理に背馳するものを一切含まないこと。
- (6) 本著作物についての問い合わせ、苦情、紛争などが発生した場合、署名者はすべての責任を負うこと。
- (7) 本著作物を作成するに当たって行われた調査・研究行為が、適切な方法でなされたものであること。

（二重譲渡の禁止）

第8条 本著作者は、日高山脈博物館以外の第三者に対し、本著作物に係る一切の著作財産権の譲渡及びその利用許諾（出版権の設定を含む）をしてはならない。

（著作者による処分禁止）

第9条 本著作者は、日高山脈博物館の書面による事前の許諾なくして本著作財産権の譲渡、移転、担保権の設定その他の処分を行ってはならない。

（規定の変更）

第10条 この規程の変更は、博物館協議会またはそれに準ずる会議にて行なう。

制定 2016年6月20日